

日之影町立宮水小学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じるものを言う。
(いじめ防止対策推進法第2条)

※ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

児童生徒一人一人は、かけがえのない存在であり、学校は、その一人一人の育ちを保障する場であるとの認識に立ち、地域、家庭、関係機関と連携し、いじめの防止等の取組を行うことが重要である。

(1) いじめの防止

ア いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壤をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

イ 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を、発達の段階に応じて促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

ウ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。

エ 全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感を味わうことができる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

オ いじめの問題への取組の重要性について、県民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

ア いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。

イ いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行わ

れたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

ウ 特に、保護者は、児童生徒にいじめの兆候が見られないか、日頃から留意するとともに、その状況の把握に努める必要がある。

エ いじめの早期発見のため、学校や学校の設置者は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

ア いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

イ 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4) 地域や家庭との連携

ア 社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えばP T Aや学校評議員、地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を活用したりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

イ より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

(5) 関係機関との連携

ア いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会において、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局、都道府県私立学校主管部局等を想定）との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

イ 教育相談の実施に当たり、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校や学校の設置者が、関係機関による取組と連携することも重要である。

第2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめ防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「はぐくみ委員会」を設置します。なお、月1回程度の定期例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催することとします。

【構成員】全職員（校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、学級担任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、特別支援教育支援員等）

【活動】

- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- いじめ防止等に関する年間指導計画の作成（生徒指導主事）
- 校内研修会の企画・立案（生徒指導主事）
- 「なやみごとアンケート」の結果、報告等の情報の整理・分析（生徒指導主事）
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮児童への支援方針決定

2 学校におけるいじめ防止等のための職務別ポイント

（1）いじめ防止のための措置

学級担任等	<ul style="list-style-type: none">○ 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成する。○ はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。○ 一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進める。○ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
養護教諭	<ul style="list-style-type: none">○ 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。
生徒指導担当教員	<ul style="list-style-type: none">○ いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。○ 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。
校長・教頭	<ul style="list-style-type: none">○ 全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。○ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。○ 児童が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。○ いじめの問題に児童自らが主体的に参加する取組を推進する。

(2) いじめの早期発見

学級担任等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。 ○ 休み時間・放課後の児童との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。 ○ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健室を利用する児童との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く。
生徒指導担当教員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。 ○ 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。 ○ 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、児童が生活する場の異常の有無を確認する。
校長・教頭	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。 ○ 学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

ア いじめの早期発見

いじめられた児童、いじめた児童が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有します。

◇ いじめられている児童の発する具体的なサインチェック表

場面	チェック	サイン
登校時		遅刻や欠席が増える。また、その理由を明確に言わない。
		視線が合わず、うつむいている。表情が暗い。
		挨拶の声に元気がない。
朝の会		提出物の忘れが多くなる。
		健康観察の声が小さく、元気がない。また、視線が合わない。
		体調不良を訴える。
授業中		教科書や文房具などの忘れ物が目立つ。
		教科書やノート、机などに落書きをされている。
		発言が笑われたり、無視されたりする。
		机を離される。
休み時間		一人でいることが多い。
		会話に入れてもらえない。
		持ち物がなくなったり、いたずらをされたりする。

給食中		特定の仕事をやらされ続ける。
		机を離される。
		給食の量が少ない。
放課後		慌てて下校をする。または、用もないのに学校に残る。
		持ち物がなくなったり、いたずらをされたりする。
		一人で下校をする。

◇ いじめている児童の発する具体的なサインチェック表

チェック	サイン
	グループを作って仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。
	ある児童にだけ、周囲が異常に気を遣っている。
	グループで会話をしていても、教職員が近付くと、不自然に散らばる。
	自己中心的な言動が目立ち、グループの中心的な存在の児童がいる。
	教職員や他の児童に対する言葉遣いが悪くなる。

◇ 学校内での具体的なサインチェック表

チェック	サイン
	嫌なあだ名が聞こえる。
	席替えなどで特定の児童と近くの席になることを嫌がる児童がいる。
	何か起こると特定の児童の名前が出る。
	壁などにいたずらや落書きがある。
	机や椅子、ロッカーなどが乱雑になっている。

◇ 家庭内での具体的なサインチェック表

チェック	サイン
	学校での出来事や友だちのことを話さなくなる。
	友だちや教職員、クラスの不平・不満を口にすることが多くなる。
	朝、起きなかつたり、登校をしぶつたりする。
	友だちからの誘いを断ることが多くなる。
	遊ぶ友だちが急に変わる。
	部屋に閉じこもったり、家から出なくなったりする。
	理由のはっきりしない衣服の汚れがある。
	理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
	体調不良を訴えることが多くなる。

	食欲不振・不眠を訴える。
	学習時間が減る。
	成績が下がる。
	持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりしている。
	家庭の品物や金銭がなくなる。

イ 定期的に教育相談の時間を設け、児童が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。

ウ いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童を対象に定期的なアンケート調査を実施します。

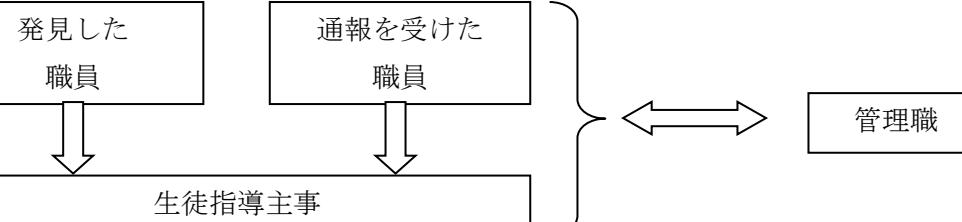
エ 教育相談や「なやみごとアンケート」結果のほか、各学級担任や職員のもつているいじめにつながる情報、配慮を要する児童に関する情報などを収集し、教職員間での共有を図ります。

- はぐくみ委員会での情報の共有
- 進級時の情報の確実な引継ぎ

(3) いじめに対する措置

学 校

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応



イ 情報の共有

重大事態の場合は
町教育委員会へ報告

はぐくみ委員会
構成員（全職員）
校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、
特別支援教育コーディネーター、関係職員

保護者

ウ 調査・事実関係の把握

エ 解決に向けた指導及び支援

オ 関係機関への報告

カ 繼続指導・経過観察

児童

はぐくみ委員会を

中核に実施

情報提供
支援

犯罪行為の
通報・対応

連携

連携

町教育委員会

警察署

地域

関係機関（福祉・医療等）

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐにやめさせます。
- いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。
- いじめの事実について生徒指導主事及び管理職に速やかに通報します。

イ 情報の共有

- いじめの情報を受けた生徒指導主事は、全職員へ報告し、情報の共有化を図ります。

ウ 調査・事実関係の把握

- 速やかにはぐくみ委員会を開き、調査の方針について決定します。
- 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が町教育委員会へ直ちに報告します。
- 児童の聴き取りに当たっては、担任のほか、児童が話をしやすいよう担当する職員を選任します。
- 必要な場合には、児童へのアンケート調査を行います。その結果については、保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、その旨を児童や保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。

エ 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援などが必要な場合には、町教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談します。
- 解決を第一に考え、保護者及び他の関係者との適時・適切な情報の共有を図ります。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時はぐくみ委員会において、指導及び支援の方針を決定します。
- 全職員で連携して組織的な対応に努めます。
- 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処します。

いじめられた児童とその保護者への支援

【いじめられた児童への支援】

いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で、複数の教職員で継続的に支援していきます。

- 安全・安心を確保する。
- 心のケアを図る。
- 今後の対策について、共に考える（具体的に詳しく、どのようにしてほしいか）。
- 活動の場を設定し、認め、励ましていく。
- 温かい人間関係をつくる。

【いじめられた児童の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- 事実関係を明確に説明する。
- じっくりと話を聞く。
- 苦痛に対して本気になって、精一杯の理解を示す。
- 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

いじめた児童とその保護者への支援

【いじめた児童への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようする指導を根気強く行います。

- いじめの事実を確認する。
- いじめの背景や要因の理解に努める。
- いじめられた児童の苦痛に気付かせる。
- 今後の生き方（何を学んだのか）を考えさせる。
- 必要がある場合は適切に懲戒を行う。

【いじめた児童の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- 児童や保護者の心情に配慮する。
- いじめた児童の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- 気付いたことがあれば報告をしてもらう。

いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかつたりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成していきます。

- いじめの事実について伝えてよいこと、伝えたほうがよいことは全員に伝える。
- いじめは絶対に許される行為ではないということを、自分の問題として捉えさせる。
- 勇気をもって「いじめはだめだ」と言えるような児童の育成に努める。
- 共感的人間関係の育成に努める。
- 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には、中立、公平性を大切に対応します。

- 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- 町教育委員会や関係機関と連携し、解決を目指す。

才 関係機関への報告

- 校長は町教育委員会への報告を速やかに行います。
- いじめの内容が犯罪行為であると認められる場合には、所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応します。

力 繼続指導・経過観察

- 全職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。

(4) ネット上のいじめへの対応

ア ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童になりすまし社会的信用をおとしめる行為をする、掲示板等に特定の児童の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たります。

イ ネットいじめの予防

- 児童のパソコンやケイタイの使用状況について実態把握をします。
- フィルタリングやパソコンやケイタイの使用に関する家庭内ルールの作成など、保護者への啓発を図ります。
- 教科や道徳の時間、特別活動、総合的な学習の時間などにおける情報モラル教育の充実を図ります。
- インターネット利用に関する職員研修を実施します。

ウ ネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努めます。
- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処します。
 - ① 状況確認
 - ② 状況の記録 → いじめへの対応、町教育委員会・警察への相談
 - ③ 管理者へ連絡（削除依頼）

3 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応するため、臨時のはぐくみ委員会を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組みます。

(2) 校内研修の充実

本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図ります。また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど、教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していきます。

(3) 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようとともに、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

(4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作

成しているいじめ防止等に関する資料の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指します。

(5) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域との連携を推進し、学校と地域、家庭がいじめ問題に対して組織的に連携・協働する体制を構築していきます。

(6) 関係機関との連携について

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていきます。

① 教育委員会との連携

- ・ 関係児童への支援・指導、保護者への対応方法
- ・ 関係機関との調整

② 警察との連携

- ・ 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・ 犯罪等の違法行為がある場合

③ 福祉関係との連携

- ・ スクールソーシャルワーカーの活用
- ・ 家庭の養育に関する指導・助言
- ・ 家庭での児童の生活、環境の状況把握

④ 医療機関との連携

- ・ 精神保健に関する相談
- ・ 精神症状についての治療、指導・助言

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

(1) 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。

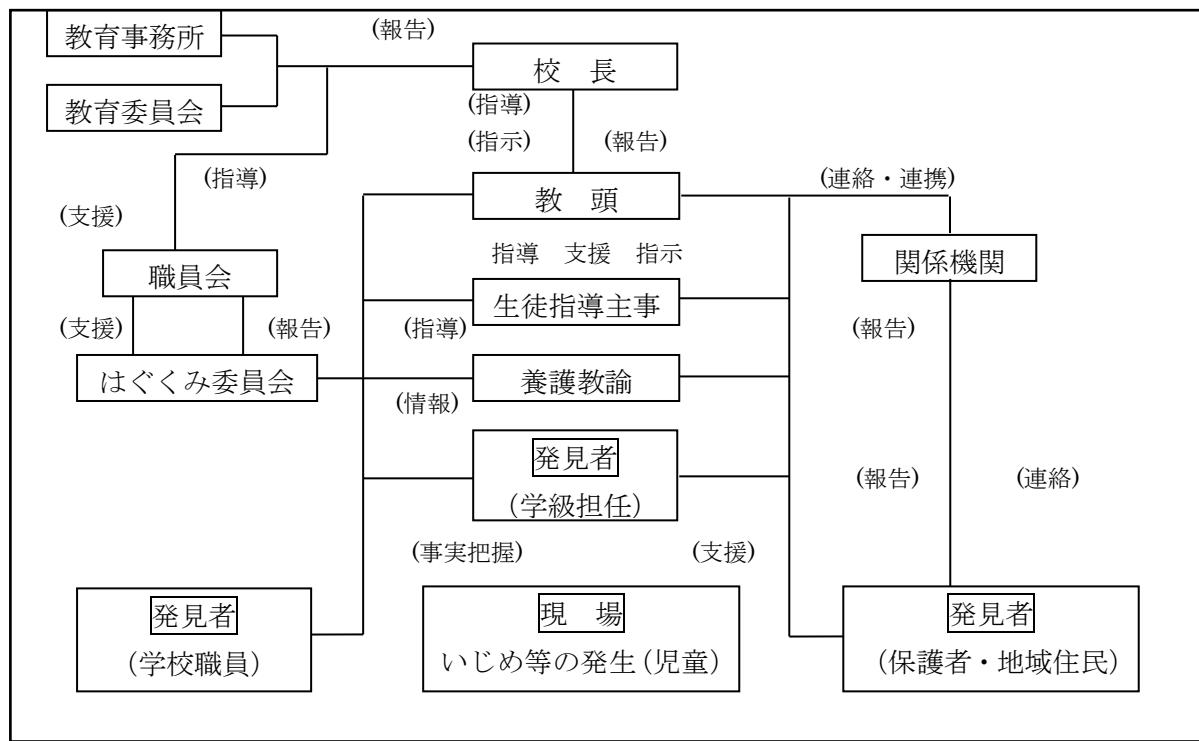
また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。

(2) 学校の基本方針について、ホームページ上で公表します。

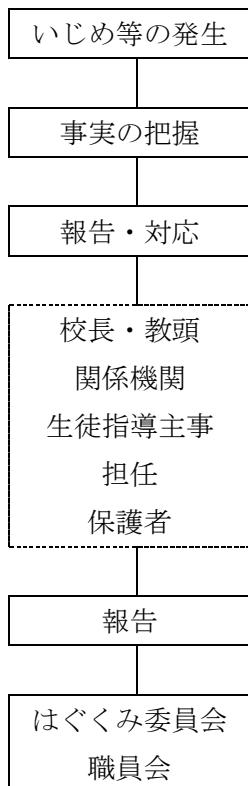
いじめ不登校に対する生徒指導体制とアクションプラン

1 生徒指導体制

(1) 組織図



(2) 対応



- ① 発見者は事実の把握を的確にする。
- ② けががある場合は、ただちに養護教諭に報告するとともに、教頭及び生徒指導主事、学級担任等に報告する。
- ③ 教頭は、校長に報告するとともに、校長からの指示を関係者及び関係機関に連絡する。
- ④ 教頭は、学級担任・生徒指導主事とともに事実を把握し、校長に報告をし、その指示を受ける。
- ⑤ 保護者に連絡し、事実を伝えるとともに、家庭での接し方等について指導を行う。（この際、人権に十分配慮しながら児童や保護者に接する。）
- ⑥ はぐくみ委員会等で事実や事故等の経過をまとめるとともに、職員会で報告し、全職員の理解と協力を得る。

2 いじめ・不登校に対するアクションプラン

(1) いじめ問題発生時におけるアクションプラン

ア 状況 1

段階	内 容	対 応		
		いつ	だれが	どのような対応をするか
1	うわさや訴えを聞いた アンケートで挙がった	休み時間 放課後	学級担任	<ul style="list-style-type: none"> ○ できるだけ多くの情報を収集する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 時間、場所、被害者・加害者の氏名、状況 ・ 被害者・加害者双方を取り巻いている状況(人間関係)の把握
2	うわさや訴えが事実と 判明した場合	休み時間 放課後	学級担任 生徒指導主事 校長・教頭	<ul style="list-style-type: none"> ① 被害者・加害者双方に対し、教育相談を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ いつ、どこで、誰が、どうしたのかの事実を確認する。 ② 必要に応じて家庭と連絡をとる中で、事実を説明し、家庭での様子等を聞く。また、感情的な指導にならないよう、冷静な対応を促す。 ③ 必要に応じて全体に指導を行い、再発防止を促す。 ④ 問題の大小にかかわらず、問題発生後の経緯を記録する。 ⑤ 事実確認後、すみやかに報告する。
3	対応策を検討する必要 があると判断した場合	臨時会 はぐくみ委員会	校長・教頭 教務主任 生徒指導主事 養護教諭 学級担任等	<ul style="list-style-type: none"> ① 学級担任または発見者が、当事者から聞いた事実の報告と経過を説明する。 ② 今後の対応策を検討する。 ③ それぞれの構成員の役割分担を明確にし、連携のとれた適切な対応策を実行する。
4	全職員で話合う必要が あると判断した場合	職員会	全職員	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめの事実を詳細に報告し、はぐくみ委員会で話し合われた内容をもとに対応策や役割分担を検討し、全職員の共通理解のもと、指導体制を整える。

イ 状況 2

段階	内 容	対 応		
		いつ	だれが	どのような対応をするか
1	教師がいじめの現場を 発見した場合	いじめの 行われて いる場面	発見者 生徒指導主事	<ul style="list-style-type: none"> ① 厳正な態度でいじめをやめさせ被害者を守る。 ② 言葉をかけながら、被害者の不安を取り除く。 ③ 加害者、傍観者から事情を聞き、情報を整理する。その場で、指導をした後、学級担任、生徒指導主事にすみやかに報告する。

				<p>④ 校長の助言のもと、臨時会の開催を検討する。</p> <p>⑤ 臨時会を開催する場合は、「状況1」の段階3・4へ</p>
--	--	--	--	--

(2) 不登校に対するアクションプラン

ア 状況1

段階	内 容	対 応		
		いつ	だれが	どのような対応をするか
1	保護者からの連絡・相談があった	朝 放課後 夜	学級担任	<p>① 保護者の話を十分に聞き、不安を受け止める。</p> <p>② 情報を整理する。</p>
2	不登校などの原因が、いじめなど人間関係によるものではないと判明した場合	休み時間 放課後	学級担任 生徒指導主事 校長・教頭	<p>① 原因を一つと決めつけずに、本人や保護者の意見をよく聞きながら原因を探っていく。</p> <p>② 家庭訪問をするとともに、日曜の観察記録をとっていく。</p> <p>③ 専門機関との連携を検討する。</p>
3	対応策を検討する必要があると判断した場合	はぐくみ委員会	校長・教頭 教務主任 生徒指導主事 養護教諭 保健主事 学級担任等	<p>① 学級担任が、把握した事実の報告と経過を説明する。</p> <p>② 今後の対応策を検討する。</p> <p>③ それぞれの構成員の役割分担を明確にし、連携のとれた適切な対応策を実行する。</p>
4	全職員で話し合う必要があると判明した場合	職員会	全職員	○ 不登校までの経緯と現状を詳細に報告し、対応策や役割分担を検討し、全職員の共通理解のもと、指導体制を整える。

イ 状況2

段階	内 容	対 応		
		いつ	だれが	どのような対応をするか
1	不登校の現場を発見したとき	登校をしぶっていいる場面	発見者 生徒指導主事	<p>① 声をかけ、保護者や本人から話をよく聞く。</p> <p>② 担任に連絡を取り、状況を説明する。</p>